

大分県精神科救急情報センター運営業務仕様書

1 委託業務名

大分県精神科救急情報センター運営業務

2 業務目的

本業務は、夜間・休日において、精神疾患を有する方やそのご家族などからの精神医療相談に対応するとともに、緊急な受診の必要性の判断と受入先の病院の調整を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

4 履行時間

(1) 平日夜間

午後5時から翌日の午前9時まで

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日の午前9時から翌日の午前9時まで

※ 令和8年4月1日は午前0時から業務を開始するものとする。

※ 通信テスト等は業務への支障がないよう、事前に調整して行うものとする。

5 履行場所

受託者の定める場所。ただし、相談者に関するプライバシーの保護が図られる場所であること。

6 業務内容

(1) 対象者

緊急の精神医療相談の希望者

(2) 相談員の配置

相談員は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかに該当する者とし、本業務の実施に必要な人員体制を整備すること。

(3) 相談の対応

受託者は、本業務に用いる電話回線を設置し、委託者から転送される電話に対応する。

その際は「精神科救急情報センター業務マニュアル」に基づき、対象者からの電話相談に対応する。

(4) 業務完了報告

ア 受託者は、対応した全ての相談について、委託者が指定する様式により、翌開庁日中に電子メールにて委託者に報告すること。

なお、報告に当たっては、個人情報保護のための処理を行うこと。

イ 受託者は、毎月の相談実績について、委託者が指定する様式により、翌月の10日までに電子メールにて委託者に報告すること。

ウ 受託者は、各年度終了後、「実績報告書」を委託者に提出するものとする。

7 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、履行期間終了後も同様とする。

8 経費負担区分

- (1) 委託者から転送される電話に係る通話料及び転送費用は、委託者が負担する。
- (2) 受託者が発信・転送する電話に係る通話料及び転送費用は、受託者が負担する。

9 緊急時における連絡体制の整備

委託者及び受託者は、契約締結後速やかに、緊急時における連絡体制を協議の上整備すること。なお、連絡体制に変更が生じた場合も同様とする。

10 遵守事項

- (1) 受託者は、委託者の相談業務の公共性に鑑み、業務の履行に際して常に相談者の立場を考慮し、相談の信頼を確保しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者の信用を失墜することがないように、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (3) 受託者は、業務従事者に対し、使用者として法律に規定された全ての義務を負うものとする。

11 その他

本仕様書及び委託者が別に示す業務マニュアルに定めのない事項については、委託者と受託者双方が協議の上決定するものとする。